『史記』項羽本紀と秦楚之際月表

——秦末における楚・漢の歴史評價——

藤田勝久

はじめに
一 『史記』項羽本紀の構成
二 『史記』秦楚之際月表の構成
三 戰國・秦漢における諸國の曆法
四 『史記』にみえる楚・漢の歴史評價
おわりに

はじめに

『史記』卷七項羽本紀は、卷八高祖本紀と並んで人物が生き生きと描かれており、とりわけ楚・漢の「鴻門の會」「垓下の戰い」などの文學的記述は有名である。しかしこれを當時の歴史史料としてみれば、いくつかの問題點がある。

たとえば司馬遷は、なぜ歴代王朝や漢代皇帝と並んで項羽を本紀にしたのかということである。つまり項羽本紀は、秦本紀や呂后本紀とあわせて正統な本紀ではなく、世家・列傳にすべきという意見があり、實際に『漢書』では項籍傳となっている。(1) つぎに項羽本紀の描寫は、漢代の陸賈『楚漢春秋』にもとづいて記述したといわれ、あるいはまた說話・語り

物などを利用した一篇で、きわめて文學的な作品という指摘がある。(2) したがって『史記』項羽本紀を歴史史料として、楚・漢の興亡を考察するには、愼重な取り扱いが必要であるとわかるであろう。

ところが楚・漢の興亡は、このほか『史記』巻一六秦楚之際月表（以下、月表とも略す）に示され、ここには項羽本紀・高祖本紀とはやや異なった歴史評價がある。この史料的相違は、それがどのような材料にもとづくかという問題とあわせて、再検討すべき課題であろう。

そこで本稿では、とくに楚・漢の際における紀年に着目して、『史記』項羽本紀と秦楚之際月表の史料的性格を考察してみたいとおもう。その論述は、まず項羽本紀の構成を検討し、その紀年と高祖本紀・月表との相違を比較する。つぎに戰國・秦漢時代の出土資料を參考として、兩本紀と月表にみえる紀年の位置づけを考える。そして最後に、この結果にもとづきながら、項羽本紀を一篇とする司馬遷の歴史思想を考察し、あわせて秦末・漢初の歴史像を復元することを試みるものである。

一　『史記』項羽本紀の構成

表1は、『史記』項羽本紀の構成を示したもので、とくに全體を紀年資料と說話的記述に區別している。またこの構文は、『史記』高祖本紀や『漢書』高帝紀・項籍傳と重複する部分があるが、ここでは項羽本紀に特殊な記述を～～線で示すにとどめた。(3) いまこの構成によれば、つぎのような特徴がある。

まず項羽本紀を形式・表記の觀點からみると、四つに區分することができる。すなわちⅠは、冒頭の姓名・項氏の系譜につづいて、項羽の人柄や、秦末の陳渉・項梁などの蜂起を述べる部分であるが、ここでは「項籍」と表記されている。そしてその末尾で、沛公（劉邦）が項梁の軍に合流している。つぎにⅡでは、項梁が楚王室の子孫を捜し出して懐王とし、楚國を復興することから始まるが、ここでは「沛公・項羽」という表記になっている。それは項梁の死後、しだいに項羽

表1　『史記』項羽本紀の構成

Ⅰ　項籍者。下相人。字羽。初起時年二十四。其季父項梁。
梁父……項燕爲秦將王翦所戮者也。（項氏の略歴）　→《楚漢》
【兵法、秦始皇帝を觀る項籍の人柄に關するエピソード】
秦二世元年七月。陳涉等起大澤中。**其九月**。
【項梁・項籍の蜂起。……於是梁爲會稽守。籍爲裨將。徇下縣。】　→《楚漢》
【陳王の敗走。項梁が下邳に軍す。楚王の死。項梁が薛に入る。】　→《楚漢》
項梁聞陳王定死。召諸別將會薛計事。此時沛公亦起沛往焉。

Ⅱ　（楚の建國、A范增）……與懷王都盱台。項梁自號武信君。

居數月【沛公・項羽の進軍。項梁の死。……項羽軍彭城西。沛公軍碭。】
【楚懷王が彭城に徙る。沛公が武安君。……項羽が諸侯上將軍となる。】　高祖
【秦將章邯を雍王、長史欣を上將軍とする。楚軍が秦卒を殺す。】　→《楚漢》
【項羽が函谷關に入れず、沛公が咸陽を破る。B范增の進言。】　→ 高祖《楚漢》

Ⅲ　鴻門の會のエピソード。……奪項王天下者。必沛公也。　→《楚漢》

【①居數日。項王が咸陽に入り、關中を捨てる不德。】　→《楚漢》

Ⅳ　義帝を立てる……項王自立爲西楚霸王。王九郡。都彭城。

漢之元年四月。諸侯罷戲下。各就國。
【②義帝の放逐。漢王が關中を定める。諸王の離反。】
漢之二年冬。…（齊の反亂）…**春**。漢王…凡五十六萬人。東伐楚。
【**四月**。漢皆已入彭城。彭城の戰い。…呂后が楚軍の人質となる。】
【呂氏の活躍。漢軍の敗走。漢が滎陽に軍し敖倉の粟を取る。】
漢之三年。項王數侵奪漢甬道。漢王食乏。恐請和。割滎陽以西爲漢。
【項王、C范增を疑う不德。】
漢之四年。項王進兵圍成皐。……諸將稍稍得出成皐。從漢王。……
【楚・漢の戰い。……漢王傷。走入成皐。……】
【彭越の反亂。】
【楚・漢の會盟。鴻溝で東西分割。……D陳平の進言。】　→《楚漢》
漢五年。漢王乃追項王至陽夏南。……而擊楚軍。……

「四面楚歌」「垓下の戰い」のエピソード　→《楚漢》

【項王が烏江を渡り、自殺するまでの經過。】
【項王を魯公として穀城に埋葬する。】
諸項氏枝屬。漢王皆不誅。乃封項伯爲射陽侯。……皆項氏。賜姓劉。

が地位を上げてゆくまで變わらない。ところがⅢに、著名な「鴻門の會」から以降は、「項王」と表記されている。これは秦が滅亡したのち項羽が西楚霸王となってからの表記であり、嚴密にいえばまだ項王ではない。しかしこの段階で、すでに「項王・沛公」となっている。最後にⅣの部分は、項羽が楚義帝を立てて西楚霸王となった以降の記述であるが、ここでは「項王」の表記は同じく、沛公が「漢王」となる點が變化している。したがって項羽だけに注目すれば、項籍―項羽―項王という區分が認められる。(4)

以上のような區分にもとづき項羽本紀をみると、それは簡單な紀年と記事資料とでほぼ構成されている。たとえばⅠでは、秦二世元年七月の陳涉蜂起の前後に、項梁・項籍の反亂の經過が記されている。またⅡ・Ⅲの部分では、直接に紀年は記されていないが、楚の建國や彭城遷都・秦滅亡のように、年代のわかる記事がふくまれている。そしてⅣでは、漢王の紀年を基準として、項王の死と埋葬までの記述がある。そこで問題となるのは、この紀年と記事資料の來源であるが、さきに記事資料から考えてみよう。

すでに後漢の班固は、『漢書』卷六二司馬遷傳の論贊で、司馬遷は『史記』の敍述に『楚漢春秋』を利用したと指摘している。(5)これは劉邦にしたがった陸賈が著した書物で、前漢末の王朝圖書目錄である『漢書』藝文志にもその存在が記錄されている。(6)そして『漢書』高帝紀・項籍傳では、その敍述にあたって『史記』とほぼ同じ構文を利用しており、班固は兩者を比較することが可能であったとおもわれる。したがって班固の言は、まったくの虛構とはおもえず、項羽本紀に『楚漢春秋』と何らかの關連を認めざるをえないであろう。それではどの部分が、『楚漢春秋』に依據した記述であろうか。これについては、『史記』三家注が參考となろう。

いま**表1**の右側に《楚漢》と表示した部分は、南朝宋の集解、唐代の索隱・正義などの注釋に『楚漢春秋』との相違字句が記されている部分である。(7)この宋・唐代の注釋家がみた『楚漢春秋』は、司馬遷の材料と異なる寫本かもしれないが、少なくとも『史記』項羽本紀の該當部分が『楚漢春秋』傳本と共通する內容をふくむことがわかる。(8)そこで《楚漢》

と比較注釋される部分は、その一部に『楚漢春秋』にあたる先行資料があったと想定するのである。ここではこうした想定をふまえ、注釋に引用する部分は、このような先行資料があったとみなせば、項羽本紀の構成はつぎのように説明できよう。

Ⅰの《楚漢》と比較される部分は、一に項羽の祖父・項燕が秦將の王翦に殺されたこと、二に項梁が會稽假守を殺して擧兵する際のこと、三に東陽令史の陳嬰が自ら王とならず項梁に歸屬する際のこと、などの三ヶ所である。これをみれば、《楚漢》の記述は、項氏の系譜をのぞいて、秦末の反亂から始まり、項梁の動向を描いていることになる。またこの部分で注意されることは、この間に①項羽が讀書・劍法よりも兵法を好んだことや、②秦始皇帝を觀たときの不遜な態度、③仇を避けて吳に行き人望を得たという、人柄を示す著名な說話をふくむことである。この記事には《楚漢》と比較できる注釋がなく、むしろ高祖本紀に、①亭長となって人を凌いだこと、②秦始皇帝を觀る態度、③仇を避けて沛に居住した呂公に認められたエピソードと對比できる。(9) したがって冒頭の構文では、秦末の反亂から始まる『楚漢春秋』のような部分と、項羽・劉邦を對照した說話的資料などが利用されているとおもわれる。

Ⅱでは、まず楚國の復興が大きな轉機である。ここには直接に《楚漢》の注釋がなく、記述の形式からみれば、Ⅰの《楚漢》に比較される部分とほぼ似た內容となっている。そこでとくに特定できないが、ここでは一部に先行する記事資料を利用した可能性がある。Ⅲは鴻門の會に始まり、秦都の咸陽周邊での動向が描かれている。この部分は、とくに對話形式の文學的描寫となっており、それを集解引く臣瓚注では《楚漢》と對比している。またつづいて項羽が秦の子嬰を殺し、咸陽を燒き拂って、關中を據點としない不德を示す記事も、同じく集解で《楚漢》と對比させている。したがってこの部分は、『楚漢春秋』を利用した可能性がある。

Ⅳでは、項羽が西楚霸王となって、十八諸侯を任命したことから始まり、このとき劉邦は漢王となっている。ここでは諸侯を封ずる理由が記されているが、姓名・都城などの記載は、これまでと異なり記錄的な形式となっている。(10) またつづ

く部分では、楚・漢が鴻溝で會盟し、呂后など人質を返還する記事まで、直接に《楚漢》と對比させる記事はない。その間は大體において、これまでの記事とほぼ同じく、會話・事件經過を記した形式の資料である。ところが垓下の戰いの「四面楚歌」の場面になると、ふたたび《楚漢》が注記されている。ただしこれ以降の事件は、《楚漢》と對比されておらず、これまでと同形式の記事である。したがってここでも『楚漢春秋』と、それに類似する記事資料の利用が想定されよう。

以上、項羽本紀の構成をみると、きわめてわずかな紀年の間に、『楚漢春秋』をふくむ記事資料と、十八諸侯任命のような記載から成ると推測できる。そのとき使用されている紀年は、項羽が西楚霸王となる以前は秦紀年、それ以後は漢紀年で表記されている。それではこの紀年は、どのような資料によるのであろうか。これについては、『史記』高祖本紀の紀年と比較してみよう。

表2は、高祖本紀の構成のうち、紀年記事の部分を中心に示したものであり、これによるとつぎのような特徴が見出せる。

まず沛公の時代では、秦二世元年秋、二世二年、二世三年の記事があり、これは秦紀年の表記という點では同じであるが、項羽本紀より記載がやや多くなっている。しかしその內容は、二世元年の蜂起は、項羽本紀のほうが「七月……其九月」と正確であり、高祖本紀のほうが概略的である。また二年の燕・趙・齊・魏王の自立と、項氏の蜂起は、正確には元年末のことであり、ここでは次年に接續させて概略としていることがわかる。さらに三年に楚懷王が彭城に移る記事は、正しくは後述のように二年九月のことである。したがって一見すると、高祖本紀に紀年が多いようであるが、これはあとから概略を記したものとおもわれ、正確な紀年資料による記載とはみなせない。

つぎに漢王以降では、項羽本紀と同じく漢紀年により、高祖本紀のほうが年月數が多くなっている。このとき項羽の漢紀年はほぼ月表の內容と等しく、高祖本紀のほうは少し記事が追加されている(11)。したがって楚・漢以降では、兩者の對立

表2　『史記』高祖本紀の紀年構成

秦二世元年秋。陳勝等起蘄。至陳而王。號爲張楚。……
秦二世二年。陳涉之將周章……。燕趙齊魏皆自立爲王。項氏起吳。……
　從項梁月餘。……項梁號武信君。居數月……
秦二世三年。楚懷王……徙盱台都彭城。……
漢元年十月。沛公兵遂先諸侯至霸上。……
　十一月中。項羽……欲入關……。十二月中。遂至戲……
　正月。項王自立爲西楚霸王。王梁楚地九郡。都彭城。……
　四月。兵罷戲下。諸侯各就國。……八月。漢王……從故道還。……
二年。漢王東略地。……
　正月。虜雍王弟章平……。二月。……更立漢社稷。
　三月。漢王從臨晉渡……。六月。立爲太子。……
三年。魏王豹……。（其明年。）立張耳爲趙王。……
四年。項羽……。
五年。高祖與諸侯兵共擊楚軍。與項羽決勝垓下。……。
　正月。諸侯……尊漢王爲皇帝。……甲午。乃卽皇帝位汜水之陽。……
　五月……六月……十月……其秋……

は漢紀年で表され、また高祖本紀の年月數のほうが多いことから、漢王が主體であり項羽はそれにつづく評價がされているような印象をあたえる。これは兩本紀を比較した場合の特徴である。

　要するに、『史記』項羽本紀を分析すると、それは簡單な秦・漢紀年と、『楚漢春秋』をふくむ記事資料とで構成されていると推測される。このように先行資料を配列するという手法は、『史記』秦本紀や戰國世家の編集過程とほぼ等しい(12)。ところが『史記』高祖本紀との比較では、秦紀年は項羽のほうが正確であるのに對して、秦滅亡後では兩本紀とも漢紀年を基準としており、一見すると高祖が主體で項羽は從屬するようにみえる。また兩本紀は、その內容においてもほとんど同時代を扱っている。この意味において、たしかに項羽本紀は高祖本紀と重複し、その事績を高祖に代表させるべきという主張は成立しうるであろう。しかし視點をかえて、これを『史記』秦楚之際月表と比較するとき、そこには別の評價が生じるのである。

二　『史記』秦楚之際月表の構成

『史記』項羽・高祖本紀は、ほぼ年代的に重複していたが、それは十表においても同じような現象がある。すなわち十表では、十二諸侯年表、六國年表につづいて秦楚之際月表があり、そのあと漢興以來諸侯王年表・將相名臣年表など漢代諸表がある。このうち六國年表は「秦二世三年（前二〇七）」で終り、漢代諸表は「高祖元年（前二〇六）」から始まっている。その間に秦楚之際月表があり、その年代は秦二世元年～漢五年までである。そのため月表は、前後の諸表と重複することになる。ここではこの月表の構成を分析し、項羽本紀とのかかわりにおいて、その特色を考えてみよう。

まず從來まで、秦楚之際月表はどのように評價されているのであろうか。これについては秦末から短期間に戰亂があり、また漢代に近いことから、年表より詳細な月表が作成されたという見解がある。[13] しかしこれは形式の問題であり、その性格にふれたものではない。そこでつぎに、この月表作成はどのような意圖をもつかということが重要であるが、それにはいくつかの說がある。

その一は、漢を主體とする說である。たとえば清・汪越「讀史記十表」は、月表が漢を主とするもので正統を明らかにしたと述べている。[14] また伊藤德男氏は、『史記』十表のなかで月表の原理を考察し、以下のような意義を指摘している。[15]

まず六國年表と漢名臣年表は、歷史的事項が記された「歷史年表」であり、これに對する月表は、ほとんど戰爭とそれにかかわる人事を記した「軍事月表」であるという。また月表の構成は、ほぼ自立の順に配列されているが、秦・楚・項・漢は特別に位置づけられているとする。そのとき秦を主とした年月は「二世三年九月」までで、翌年は「四年」の字がなく「十月」のみとし、かわって「漢元年」と漢が秦を繼ぐ構成になっている。したがってここに秦・漢の連續性を見出している。そして月表では、「王と爲る」記事が詳細であることから、司馬遷はこの時代を封建制度の復活として評價したのではないかと推測している。

その二は、楚を重視するという説である。たとえば清・吳非は「意は楚を重んずる」とし、田餘慶氏は吳非の説を受けて、楚は漢初まで重んじられたことを論證している。[16] ただし月表は、張楚ではなく義帝を楚の代表とみなし、本紀は陳渉ではなく項羽を楚の代表とすることから、司馬遷の認識は混亂しているという。そしてまたこれは『漢書』が項羽を列傳として低くみることや、『漢書』諸侯王表が漢紀年を記し「楚懷王」を記さないことに相違すると指摘している。

このように月表の評價をめぐっては、これまで漢を主とする説と、楚を重視するという説が出されている。それでは月表の構成は、どのように解釋したらよいのであろうか。いま**表3**は、月表の秦末部分の配列・年月・記事の概略を示したものであるが、ここではつぎのような諸點が確認できる。

まず秦は、二世元年七月から二年十月、三年十月とつづき、たしかに秦曆の紀年で表記されている。ところが他の諸王は、すでに錢大昕が指摘するように、[17] 趙は二五月、齊は一八月、燕は二九月、魏は一七月、韓は二〇月とあり、これは紀年ではなく月數を示すにすぎない。この形式は項（項梁・項羽）も同じで、項梁が蜂起してから一三月、項羽が魯公に封ぜられてから一六月と表記され、漢（沛公）もまた蜂起から二九月と示されている。ただしこの兩者は、當初は王となっていない點で他の諸國とは異なり、特別に位置づけられていることが注意される。したがってここでは秦が紀年をもち、他の諸國・項羽・沛公は獨自の曆法による紀年をもたないといえよう。

ところが月表では、秦のほかにも紀年をもつ國がある。それは楚であり、陳渉・楚王景駒のときは短期間で判別しにくいが、楚懷王期では秦六月を楚一月とし、翌年の秦五月を楚二年一月として、明らかに楚曆による紀年をもっている。この點から月表では、秦・楚二國だけが獨自の紀年をもつ國であり、ここに「秦楚之際月表」と稱される一因がある。

つぎに月表の內容を檢討してみよう。ここでは秦は紀年で表記されているが、その記事は楚兵の進軍を示す一條と、ほかに趙高が二世を殺し子嬰が立つ二條がみえるだけで、基本的に年表の主體ではないことがわかる。これはちょうど六國年表における周の位置づけとよく似ている。[18] そこでつぎに紀年をもつ楚に着目すると、ここにはやや豐富な記事がみられ

表3 『史記』秦楚之際月表の構成

秦	楚	項	趙	齊	漢	燕	魏	韓
二世元年	楚隱王							
7月	陳渉起兵入秦。							
8月	2葛嬰爲渉徇九江。 立襄彊爲楚王。		趙王始					
9月*	3周文兵至戲敗。而葛嬰聞渉王卽殺彊。	項梁號武信君。	2	齊王始	沛公初起。	燕王始	魏王始	
2年10月	4誅葛嬰。	2	3	2自王	2……	2	2	
11月	5周文死。	3	4張耳	3	3……	3	3周市	
12月	6陳渉死。	4		4	4……	4	4咎立	
端月	楚王景駒始。 秦嘉立之。	5渉將召平矯拜項梁爲楚柱國。急西擊秦。	趙王始	5*	5* 景駒王	5	5	
2月	2嘉爲上將軍。	6梁渡江。陳嬰・縣布皆屬。	2	6*	6…… 7*項梁	6	6	
3月	3	7	3	7	8*項梁	7	7	
4月	4	8梁擊殺景駒。秦嘉遂入薛。兵十四萬衆。	4	8		8	8*	
5月		9	5	9	9	9	9	
6月	楚懷王始。都盱台。	10梁求楚懷王孫。得之民間。立爲楚王。	6	10章邯	10*楚懷王	10	10降秦	韓王始
7月	2陳嬰爲柱國。 故懷王孫。梁立之。	11天大雨。三月不見星。	7	齊王	11*項羽	11	咎弟豹	2
8月	3	12救東阿。破秦軍乘勝至定陶。項梁有驕色。	8	齊王始	12*項羽	12		3
9月	4徙都彭城。	13章邯破殺項梁於定陶。項羽恐。還軍彭城。	9	2*	13*懷王	13	魏王始	4
後9月	5拜宋義爲上將軍。	懷王封項羽於魯。爲次將屬宋義。	10陳餘	3	14*懷王	14	2	5

月	楚	項	趙	齊	漢	燕	魏	韓
		北救趙。						
3年10月	6	2	11 章邯	4 *	15……	15 救趙	3	6
11月	7 拜籍上將軍。	3 羽矯殺宋義。將其兵渡河救鉅鹿。	12	5	16	16	4	7
12月	8	4 大破秦軍鉅鹿下。諸侯將皆屬項羽。	13 *	6 *	17……	17	5 救趙	8
端月	9	5 虜秦將王離。	14 張耳	7	18	18	6	9
2月	10	6 攻破章邯。章邯軍卻。	15	8	19……	19	7	10
3月	11	7	16	9	20……	20	8	11
4月	12	8 楚急攻章邯。章邯恐。使長吏欣歸秦請兵。趙高讓之。	17	10	21……	21	9	12
5月	2年1月	9 趙高欲誅欣。欣恐亡走。告章邯謀叛秦。	18	11	22	22	10	13
6月	2	10 章邯與楚約降。未定。項羽許而擊之。	19	12	23……	23	11	14
7月	3	11 項羽與章邯期殷虛。章邯等已降。與盟。以邯爲雍王。	20	13	24……	24	12	15 *
8月……	4	12 以秦降郡尉翳・長吏欣爲上將。將秦降軍。	21 趙王	14	25……	25	13	16
9月……	5	13	22	15	26……	26	14	17
10月	6	14 項羽將諸侯兵四十餘萬。行略地。西至於河南。	23 *	16	27 漢元年…	27	15 *	18
11月	7	15 羽詐阬殺秦降卒二十萬人於新安。	24	17	28……三章	28	16	19
12月	8 分楚爲四。	16 至關中。誅秦王子嬰屠燒咸陽。分天下。立諸侯。	25 分趙	18 分齊	29 *	29 分燕	17 分魏	20 分韓
	9 義帝元年。諸侯尊懷王爲義帝。	17 項籍自立爲西楚霸王。	26 常山	19 臨淄	正月。分關中爲漢。	30 燕	18 西魏	21 韓

*は楚・項梁・項羽に関連する記事。　……は、その他の記事を示す。

る。それはたとえば陳渉が死ぬまでの動向や、楚王景駒・楚懐王の都城と官職にかかわる記述などである。ところが楚懐王の即位後は、記事はしだいに簡略となり、むしろそれと前後して「項」に豊富な記述が現れるようになっている。「項」の内容は、蜂起にさかのぼる武信君の記載をのぞいて、楚王景駒から記事が始まり、懐王期にいたってほぼ毎年の記事がある。そこで月表では、紀年をもたない項梁・項羽にもっとも記載が多いことになる。この點は、つぎのように說明できよう。

それは「項」の記載は、項梁・項羽の獨自の內容ではなく、「楚」に附隨する事項で滿たされているということである。たとえば楚懐王期では、項梁が楚懐王の孫を立てて楚王としたことから、項羽を魯に封じたことなど、これ以降は楚王のもとでの事件となっている。したがって「項」の內容は、項梁・項羽の事績であると同時に、「楚」の記載ということになる。ここから懐王期の事件は、楚の紀年資料を分散した記載とみなせるであろう。そしてこのように考えれば、本來は王者の紀年に現れる「天大雨。三月不見星」という天の事象が、項梁の時期に記載されていることが理解できる。(19)

また諸國表では、その記載は不連續でわずかであるが、そのなかにも＊印で示したように楚あるいは項氏と關連する記述がふくまれている。さらに各國は、王卽位のほかに獨自の記載がきわめて少なく、それも漢の情報から復元できる記事ではない。一方、漢では漢紀年にもとづく記載が可能とおもわれるが、月表では＊印のように楚の關連記事が多い。したがって月表前半は、その內容からみれば楚記事がもっとも多く、その他の欄においても、楚の記載を分散したとおもわれる記述が大半であるといえよう。

以上、月表の秦末部分では、秦・楚が紀年の基準となっているが、その內容からは楚が中心になっていると推測できる。また項羽本紀・高祖本紀の紀年と比べれば、項羽本紀は簡略であるが月表と等しく、高祖本紀にやや錯誤がみられることは、すでにみた通りである。したがって秦末までの構成からは、漢を主體とする視點は見出せない。それでは漢が秦を繼承するという點は、どうであろうか。つぎに秦滅亡後の紀年を再檢討してみよう。

表4は、月表から秦滅亡前後の秦・楚・項・漢の年月を比較したものである。これによると、たしかに秦滅亡の十二月

のあとは、漢元年正月に接續し、漢にはすべて月が記されている。しかしよくみると、漢元年の歳首となる十月は、なお沛公が蜂起してから二七月とあり、ここには紀年の變更が表示されていない。したがって「漢元年」という記載は、本來は當時の表記ではなく、さかのぼって記されたことを示している。

そこでつぎに楚をみると、義帝元年は漢元年正月と同じであるが、月名が記されていない。また懐王と義帝は同一人物でありながら、月名の表記は不連續である。これは少なくとも、帝になったことによって秦と同じ月名に改暦したとおもわれる。つまり前漢武帝が太初暦に改暦した際に、月名をずらしたが、同一皇帝であることとちょうど同じ現象である。そして項羽の段では、西楚霸王となるまでは項羽が封ぜられた月數を記すのに對して、翌月は一月となり、翌年からは二

表4　『史記』秦楚之際月表の紀年

秦	楚	項	漢
二世3年	楚懐王	項羽	沛公
10月	6	14	27漢元年
11月	7	15	28
12月	8	16	29
	9義帝元年	17西楚霸王	正月
	2	項籍	2月
	3	2彭城	3月
	4	3	4月
	5	4	5月
	6	5	6月
	7	6	7月
	8	7	8月
	9	8	9月
	10義帝滅ぶ	9	10月
		10	11月
		11	12月
		12	正月
		2年1月	2月
		2	3月
		3	4月
		4	5月
		5	6月
		6	7月
		7	8月
		8	9月
		9	後9月
		10	3年10月
		11	11月
		12	12月
		3年1月	正月
		2	2月
		3	3月

年一月、三年一月と表記されている。つまり秦滅亡後、月名が表記されているのは漢だけではなく、義帝とともに項羽もまた紀年をもつ月名で表記されている。したがって月表の年月は、たしかに秦・漢に記され、漢が秦を継承したようにみえるが、實際には楚・項羽もまた紀年をもっていたことがわかるのである。

それでは漢・項羽の紀年は、どのような性格であろうか。まず漢が秦紀年を継承することは、ほぼ異論がないであろう。(20) 問題は項羽紀年の性格であるが、これについては楚・漢紀年との比較が手がかりとなる。

いま楚懐王の紀年をみると、二年八月までは秦紀年と異なる月名であるが、義帝元年には秦・漢と同じく一月に改元している。そしてそれ以降、見かけ上は漢紀年と等しくなっている。しかし注意すべきことは、漢が十月を歳首とするのに対して、楚は正月を歳首としており、これは楚・漢の暦法の相違を示している。そこでつぎに項羽紀年をみると、西楚霸王となった翌月は、「項籍」として楚・漢の二月を一月に採用している。ところがさらに翌年は「二年一月」と表記され、つづいて「三年一月」とある。しかも當初は楚・漢と相違していた月は、漢が二年末に「後九月」という閏月を置くことによって、また一致することになっている。したがって項羽紀年は、閏の置き方が異なるだけで、基本的には楚義帝・漢紀年と同じ月名とみなすことができる。また一見すると漢紀年と同じようにみえながら、實は正月を歳首とすることによって、秦・漢ではなく、楚紀年と同じ原理であるとわかる。この意味において項羽紀年は、楚紀年を継承しているといえよう。(21)

また漢元年以降では、楚義帝二月條の各國欄に十八諸侯の人名、三月條に都城の記載があって、これは項羽本紀と順序は異なるが、ほぼ同じ内容となっている。(22) そのほかの事例は省略するが、全體として秦末に比べて記事が簡略となり、ほぼ楚・漢への歸屬などの情報にかぎられている。(23)

以上のように、秦楚之際月表を構成上からみれば、秦・漢紀年をふくむにもかかわらず、實質的な内容には楚とそれを継承した項羽の紀年が重視されていることがわかる。そして項羽は、秦滅亡後に西楚霸王となったとき、正月を歳首とす

る楚暦を繼承した紀年をもっている。したがって月表では、秦末・漢以後において漢を主體とするのではなく、一貫して楚紀年の存在が認められよう。いまこれを戰國楚紀年と區別して「秦楚の際の紀年」と稱すれば[24]、ここに『史記』高祖本紀の構成とは異なり、月表は楚・項羽を主體とみなすことができるのである。

三　戰國・秦漢における諸國の暦法

ここで視點をかえて、戰國・秦漢における諸國の暦法を考えてみよう。すなわち『史記』の編集にあたって司馬遷は、どのような紀年資料を利用し、またどのような資料を未見あるいは不採用としたのであろうか。ここでは新出の紀年資料を參考にしながら、さらに秦楚之際月表の特色を檢討してみよう。

司馬遷が利用できた戰國紀年については、すでに別稿で詳しく論じたが、その要點はつぎのようになる[25]。

まず一に、戰國・秦代の紀年では、「秦記」と呼ばれる秦の紀年資料が利用されている。すなわち司馬遷は六國年表の序文で、秦が諸侯の「史の記」を燒いたために滅んでしまい、わずかに簡略な「秦記」だけが殘されたという[26]。そしてこの「秦記」によって六國年表を作成したというのであるが、たしかに年表の構成は秦の記載を各國に分散した形式を主體としている。この意味において、戰國・秦代の資料として秦紀年の存在が推測できる。ただし注意すべきことは、『史記』秦本紀・六國年表の分析によれば、「秦記」は同じ密度の資料ではなく、春秋時代から戰國初期はきわめて簡略で、戰國中期の獻公・孝公のころからしだいに毎年の記事となる複合的な資料とおもわれることである。そして惠文王・昭王期ころのある時期に、正月歲首から十月歲首の顓頊暦への變化がある。

このように『史記』戰國史料では、秦紀年を第一資料としているが、實は『史記』のなかに第二の戰國紀年が存在するとおもわれる。それは司馬遷が太史公自序で、ある諸侯の「史記」を見たと述べることに關連する[27]。つまり『史記』趙世家では、邯鄲に遷都した敬侯元年（前三八六）以降の記事に、不連續な六國趙表より詳細な紀年資料がふくまれることか

ら、私は「趙記」の存在を想定した。その理由は、①趙・秦は同じ先祖という傳えをもつこと、②秦始皇帝は趙邯鄲の母から生まれ、趙政と名づけられたことなどに起因するとおもわれるが、ともかく戰國時代では趙紀年が想定できるのである。ただし『史記』戰國世家の全體からみれば、趙紀年は六國年表・魏世家・燕世家・田敬仲完世家などの一部に追加されているほかは、基本的に秦紀年によっていると考えられる。(28)

このほか『史記』には、連續した戰國紀年を確認することはできない。また燕世家には「今王」という記載があるため、燕紀年の存在が想定されているが、これは燕世家に連續した紀年が認められず、たとえば「秦記」のような同時代資料の最終部分に他國「今王」の表記が殘存したものとみなされる。(29)したがって司馬遷は、戰國史の基準として秦紀年・趙紀年という二種類の紀年資料を利用したと推定できるのである。

二に、楚・漢から漢代の紀年資料は、秦楚紀年と漢紀年を採用したとおもわれる。まず楚・漢の際は、すでに本稿で考察したように楚紀年とそれを繼承した西楚霸王の紀年が想定できよう。そしてそれ以降は漢紀年の入手が可能であり、これはほぼ問題のないところである。

以上、『史記』戰國～秦・漢時代の記述に際して、司馬遷は秦紀年、趙紀年、秦楚紀年、漢紀年の四系統の資料を採用したとおもわれる。それでは中國古代では、同じ時代にそれ以外の紀年資料は存在しなかったのであろうか。あるいはまた別に紀年資料は存在していたが、司馬遷が不採用としたのであろうか。これについて近年の出土書籍を參考にしながら、中國古代の紀年資料を考察してみよう。(30)

第一に、戰國時代の紀年では、「秦記」の比較材料として睡虎地秦簡『編年記』がある。この資料は、一九七五年に湖北省雲夢縣で出土した文書であるが、ここには秦昭王元年（前三〇六）から始皇帝三十年（前二一七）までの紀年が、竹簡五三枚の上下二段にわたって記され、戰國後期の秦紀年を確認することができる。(31)その内容は、秦の戰役と墓主の個人的な經歷に分かれ、前者は基本的に『史記』秦紀年とほぼ等しく、司馬遷の「秦記」利用を裏づけるものである。ところが

『史記』趙紀年と『編年記』の戦役を比べると、そこには一年以内の誤差をふくむ場合がある。その理由は、年末の事件が秦では翌年に記される可能性があり、ここから秦が十月歳首であるのに對して、趙紀年は正月歳首のような暦をもつことが想定される。したがって司馬遷のみた秦紀年と趙紀年とは、少なくともその暦法が異なると推測されるのである。

そこで他國の紀年をみると、つぎに『竹書紀年』の戦國魏紀年が注目される。この資料は、三國時代につづく晉代に出土したと傳えられ、その史料的性格が問題の書物であるが、今日の戦國墓から發見される竹簡の狀況・内容からみれば、まったくの虚構とは考えられない(32)。むしろ『竹書紀年』の寫本は、北朝・南朝ともに傳えられ、古本『竹書紀年』佚文として復元されている資料は、ある程度の信頼性をもつとおもわれる。その記事は、『史記』六國年表・魏世家の記述を修正するものであるが、『史記』と重複する記載がきわめて少なく、やはり司馬遷は『竹書紀年』のような魏紀年を利用できなかったと想定される。そして魏紀年の暦法については、睡虎地秦簡に引く魏律が「閏十二月」を置くことから、正月歳首であったと考えられる(33)。

表5　睡虎地秦簡「日書」の秦・楚暦

	春			夏			秋			冬		
秦暦	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
楚暦	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	正月	二月	三月

楚では、包山楚簡・睡虎地秦簡『日書』の楚紀年が手がかりとなる。包山楚簡は、一九八六・八七年に湖北省荊門市から出土した資料で、ここには戦國中期の懐王期にあたる楚紀年が記されている(34)。ここでは楚が「王の何年」ではなく、大事を冒頭に記して紀年とする大事紀年の形式になっており、さらに一年の楚の月名が判明した。その月名の表記は、睡虎地秦簡『日書』の月名とほぼ同じであり、ここにあらたな楚の暦法が指摘されている。それは秦が十月歳首であるのに對して、楚暦は三ヶ月のズレをもつということである。**表5**は、工藤元男氏が秦暦・楚暦の對照を示されたものであるが(35)、これによると戦國中期以降の楚紀年は正月歳首が採用されていることになる。これも司馬遷がみた秦紀年と相違する紀年資料である。そしてこの楚暦が秦暦と三ヶ月のズレをもつことから、楚王・項羽の秦楚紀年は、戦國楚紀年と同じ原理

表6　帛書《五星占》土星表紀年

二三四五六七八		
●元二三		
一二三四五六七		
八●張楚		
九卅		
●漢元二三四五六七八九十一二		
●孝惠元二三四五六七		
●高皇后元		
元●秦始皇		
二三四五六七八九十一二三四五六七八九卅		

によると確認できよう。

このように戰國諸國の紀年では、秦だけが十月歲首を採用し、他の諸國はわかるもので魏・楚が正月歲首であり、趙もまた正月歲首の可能性がある。したがって戰國期には複數の紀年がありながら、司馬遷はそのうち秦・趙紀年だけを利用し、しかも兩者の曆法の相違にそれほど注意をむけていないことがわかる。

第二に、秦・漢時代の紀年では、馬王堆漢墓帛書「五星占」がある。この資料は、秦始皇帝元年（前二四六）から漢文帝三年（前一七七）までの七〇年閒について、歲星（木星）、塡星（土星）、太白（金星）の運行位置を記したものであり、この附表に秦・漢時代の紀年をうかがうことができる。[36] **表6**は、このうち土星の紀年表をそのまま一覽したものである。これによると帛書「五星占」では、秦始皇帝が三十七年に死去したあとも、二世の治世を記さず、四十年まで始皇帝の年代としている。ただし二世元年にあたる年に「張楚」と附記されており、これが陳涉の蜂起を裏づける記述として注目を集めたものである。[37] 田餘慶氏は、この記述をもって「五星占」は楚のなかでもとくに「張楚」を尊重したとするが、これは「張楚」の紀年を示すものではないといえよう。また帛書では、『史記』の秦楚之際月表のように楚王・項氏を紀年とす

る視點はない。そして翌年から漢元年となるのであり、ここから帛書は秦・漢紀年で表記されているとわかる。さらに注目すべきことは、漢（高祖）元年・孝惠帝元年のあとに、「高皇后元」とあり八年までの紀年が記されていることである。これは呂后が、少帝の政治を代行したというだけでなく、實際に王者の紀年を使用していたことを示唆するものであり、江陵張家山漢簡『曆譜』とも共通する表記である。(38) したがって帛書「五星占」は、秦紀年が『史記』にみえる秦楚紀年より簡略で、漢紀年は『史記』の區分と等しいことがわかる。ここから漢初の長沙國では、司馬遷が使用した紀年とはやや異なる紀年資料の存在がうかがえよう。このように秦・漢においても、『史記』の表記とは別の紀年資料が存在しており、司馬遷は先述のように限定された紀年資料を選擇して利用したことがわかるのである。

要するに、戰國から秦・漢時代にかけて、各國には異なる曆法の複數紀年が存在していた。そのうち司馬遷は、漢代まで殘存していた「秦記」と、趙紀年の一部、秦楚紀年、漢紀年を採用したが、反對に今日までに發見された戰國時代の魏紀年・楚紀年などを利用することができなかったと推測される。だからこそ司馬遷は、楚漢の際では楚紀年が秦・漢紀年と異なる曆法をもつことを知りながら、戰國期の世家・列傳では各國曆法を區別していないとおもわれる。(39) そして『史記』秦楚之際月表にみえる楚王・項羽紀年は、戰國諸國における紀年資料のうち、少なくとも楚紀年と同じ曆法によるものであると推定できる。(40)

したがって司馬遷は、限定された資料から當時の紀年を復元しようとしたのであり、その部分的な錯誤をもって、紀年を重視し愼重に配列しようとした努力を見逃すべきではない。しかしさらに注意されるのは、司馬遷が紀年・記事の錯誤を知りながら、あえてそのままにした形跡がみられることである。(41) その理由は、今日の歷史思想とは異なって、司馬遷は完全に精密な歷史書を書くことが最終目的ではなく、ほかに大きな著述意圖をもつことによるのではないかとおもわれる。

四　『史記』にみえる楚・漢の歴史評價

これまで『史記』項羽本紀では漢高祖が主體であるようにみえるのに對して、秦楚之際月表ではかえって楚王・項羽を主體とし、それは戰國楚と同じく正月歲首の紀年をもつことを論じた。それではこの政治狀況は、どのような歷史背景にもとづき、また項羽を本紀とした編集意圖はどこにあるのであろうか。ここでは楚・漢の際における司馬遷の歷史評價について檢討してみたい。

最初に問題となるのは、なぜ項羽が楚紀年を繼承するのかということである。これについて、まず秦二世元年（前二〇九）九月の反亂時の構成をみると、そこでは項梁が會稽守、項羽が裨將となり、その下に校尉―候―司馬―精兵八千人の機構をもつが、これは秦代郡縣制下での機構を示している。(42) ところが二世二年に項梁が楚懷王を立て、盱台に都したときには、陳嬰を楚上柱國とし、項梁を武信君としている。また同年に、楚懷王が彭城に遷都してからの機構は、呂青―令尹、呂臣―司徒、宋義―上將軍、項羽―次將（魯公）、范增―末將であり、このとき沛公は楚王の編成に屬し碭郡長（武安侯）となっている。さらに項羽は、すぐに宋義に代わって上將軍となっている。つまりこの情勢では、楚は懷王が卽位したときから、令尹・司徒・上將軍以下の國家機構をもち、それは楚の名稱にもとづくことがうかがえる。(43) そしてその歷史背景を探ると、このような體制はこのときが最初ではないようである。

『史記』秦始皇本紀の二十三年條によれば、壽春に遷都した楚が滅びようとしているとき、項梁の父・項燕が昌平君を立てて荊王としたが、翌年に秦軍に破られて昌平君は死亡し、項燕が自殺するという事件がある。(44) ところがこの昌平君は、かつて秦の相國であり、秦に留められた楚懷王の子あるいは楚公子ではないかともいわれている。(45) また六國年表・項羽本紀では、秦始皇本紀の記述と相違して項燕は秦將に殺されたという。(46) したがって楚王室につながる人物と、楚將・項燕による體制は、すでに戰國末にみられるのである。また秦末の陳涉・吳廣が反亂當初、殺された秦公子・扶蘇とともに

「項燕」の名を借りようとしたエピソードは、その影響力を示唆するであろう。[47] ここから楚懐王の系譜をひく人物と、楚將・項燕の子である項梁の體制は、その影響力と實質からみても、單なる反亂軍という性格を越えていることがわかる。そして國號・王號を稱するということは、それに國家機構・曆法の制定がともなうことが豫測される。[48] このように考えれば、「楚は三戸と雖も、秦を亡ぼすは必ずや楚ならん」という豫言を受けて項梁が楚懐王を立て、秦と異なる楚紀年を繼承したことが理解されよう。そしてこの時點では、沛公は楚王のもとにあり、獨自の紀年をもたないことは當然である。だから秦楚之際月表では、この時期の事件が楚に關する事件で示されているとわかるのである。

それでは秦滅亡後は、どうであろうか。まず沛公は秦二世三年（前二〇七）の王子嬰のとき咸陽に入り、そこで秦の律令・圖書を獲得したといわれる。[49] したがって沛公は、楚人でありながら、秦の資料によって初めて國家機構・曆法を得ることができたとおもわれる。しかし項羽は、すでにみたように楚義帝を繼承しているのであり、これは戰國楚の體制を引き繼ぐものであった。ここから高祖は秦の十月歲首を繼承し、項羽は楚の正月歲首を繼承したと推定されるのである。またこのほか江陵張家山漢簡によれば、漢王朝成立後の六年（前二〇一）に楚爵を漢爵に切り替えることが問題となっており、曆法だけでなく爵制においても楚の時代が存在したことを裏づけている。[50]

このように秦楚之際月表の背景をみると、項羽が戰國楚の機構・紀年を繼承することは、特殊な狀況ではないことがうかがえよう。むしろ當時としては楚の勢力が主體となって機能しており、だからこそ司馬遷は、王者の紀年をもつ項羽を月表の中心に置いたのではないかと考える。

そこでつぎに、あらためて『史記』項羽本紀・秦楚之際月表の編集意圖を考察してみよう。それは司馬遷の論贊に、以下のように表われている。

1太史公曰く、吾れ之を周生に聞いて曰く、舜の目蓋し重瞳子なりと。又た聞く、項羽も亦た重瞳子なりと。羽は豈に其の苗裔ならんか。何ぞ興ることの暴なるや。夫れ秦其の政を失い、陳涉難を首め、豪傑蠭起し、相い與に並び爭う

もの、數うるに勝う可からず。然れども羽尺寸を有つに非ずして、蚿いに乘じ隴畝の中より起こる。三年にして、遂に五諸侯を將いて秦を滅ぼす。天下を分裂し、而して王侯を封ず。政は羽由り出で、號して霸王と爲す。位終らざると雖も、近古以來未だ嘗て有らざるなり。羽の關を背にし楚を懷かしみ、義帝を放逐して自立するに及んで、諸侯の己に叛するを怨むは難し。自ら功伐に矜り、其の私智を奮いて、古を師とせず。霸王の業を謂い、力征を以て天下を經營せんと欲するも、五年にして卒に其の國を亡ぼす。身は東城に死して、尙お覺寤せずして自ら責めざるは過てり。乃ち天我を亡ぼし、用兵の罪に非ざるなりを引く。豈に謬らずや。（項羽本紀、太史公曰）

2秦、其の道を失い、豪傑並び擾る。項梁之を業め、項羽之を接ぐ。慶を殺し趙を救い、諸侯之を立つ。嬰を誅し懷に背き、天下之を非とす。項羽本紀第七を作る。（太史公自序）

3秦既に暴虐にして、楚人難を發す。項氏遂に亂して、漢乃ち義を扶けて征伐す。八年の閒、天下三たび嬗り、事繁く變衆し。故に詳らかに秦楚之際月表第四を著わす。（太史公自序）

ここでは項羽蜂起の背景として、まず「秦が其の道を失う」ことが繰り返し述べられているが、これには少し説明が必要である。

すでに『史記』戰國史料の考察で指摘したように、司馬遷は戰國時代における秦の統一を天命によるとみなしており、だから魏王が信陵君のような人物を任用したとしても、その滅亡を避けられなかったと述べている。(51) これは『史記』秦本紀、秦始皇本紀の位置づけにかかわる視點である。ところが秦は、始皇帝が天下を統一したのち、二世皇帝のときその「道」を失うというのである。この視點は、『史記』項羽本紀に、

秦二世元年七月、陳涉等大澤中より起る。其の九月、會稽守の通、梁に謂いて曰く、江西皆な反せり。此れも亦た天秦を亡ぼすの時なり。

とあることによっても知られる。(52) したがって司馬遷は、二世皇帝の滅亡を天命と位置づけていることがわかる。

ところが月表の論贊によれば、今度は秦が失った天命は、項氏・漢家にめまぐるしく移ってゆくと言うのである。これと同じ評價は、『史記』月表の序文や天官書などにもみえている。(53) そのとき注意されるのは、項羽が舜と同じ天分をもつ人物とし、また趙を救い、諸侯を封じ天下に號令したことが評價されている點である。しかしこの項羽も天命を失ってゆく。そのきっかけは、項羽本紀の論贊・太史公自序を總合すれば、秦滅亡後に、①秦咸陽を占領し秦王子嬰を殺しながら、關中を本據地としなかったこと、②義帝を放逐して殺したこと、の二點があげられる。

いまこれらの評價は、項羽本紀の構成と比べると、つぎのように對應している。まず項羽が趙を救い、天下に號令することは、本文に詳しい事件記事がある。これらはいわば項羽の登場と功績を述べる部分にあたる。ところがつぎに滅亡への段階としては、たしかに①秦王子嬰を殺し宮室を燒いたあと、ある人の諫めを聞かず關中を捨てる記事がある。また漢元年には、②義帝を放逐して殺したことや、韓・齊などへの暴虐が記されており、論贊の評價と一致している。

さらに注目されるのは、范增の三度にわたる進言である。つまり范增の第一の進言(A)は、項梁に楚懷王を擁立させることであり、これは實行された。ところが第二の進言(B)は、鴻門の會の際に沛公を擊つことであったが、これは果たされず轉換期となっている。そして第三(C)は、彭城の戰いのあと漢三年に滎陽で和議をしようとするとき、あらためて漢王を擊つことを進言するが、これは陳平の謀りによって范增が疑われ死にいたることを記している。したがってここでは、項羽が天下に號令する前後に、諫言を聞かず讒言を聞くようになったと位置づけており、漢王が陳平の進言(D)を聽くこととは對照的である。(54) このように項羽本紀では、論贊の評價に對應するような記述が選擇・配列してあり、とくに滅亡への要因を項羽の行爲に見出す視點がうかがえるのである。(55)

この觀點からすれば、項羽本紀の最後の評價は重要である。すなわち項羽本紀の末尾には、垓下の戰いに際して「此れ天の我を亡ぼすなり、戰いの罪には非ざるなり」といい、この運命は天の定めるところで、自分の用兵能力のせいではないとする記述がある。ところが司馬遷は論贊で、このような傳えに對して、關中を捨て義帝を殺した過ちや、いにしえを

師とせず自分の過ちを悟らないのは、天命のせいではないとするのである。つまりここからは、司馬遷が地上の事件を位置づけるとき天の事象・豫言などをたくみに配列しながら、一方的に天が決定するという考えを否定することがわかる。したがって天命には、それに呼應する項羽の行爲があるのであり、そのため事績にかかわる資料を敍述しているとおもわれる。ここに『史記』成立に關して、著名な「天人の際」を究めるという思想が想起できよう。(56)

以上、『史記』項羽本紀の構成をみると、秦滅亡以降は漢紀年で表記されていながら、全體としては項羽に秦の天命を繼ぐ人物という評價をみとめ、しかも項羽自身の行爲によって滅亡に至る位置づけがされていると判斷できる。そしてこの評價は、秦楚之際月表で楚紀年を中心とする構成と共通している。ここから項羽本紀・月表の編集意圖は、王者の紀年をもつ楚王と、それを繼承した項羽をあわせて秦・漢をつなぐ時代とし、その興亡を位置づけることにあったと考える。そして曆法・制度などの諸點からみれば、たしかに楚の時代というべきものが存在し、それは漢初の體制にまで影響したとおもわれるのである。(57)

要するに、『史記』項羽本紀は從來いわれるように、著作の體例にあわない一篇ではなく、むしろ王者の紀年を重視し、天命と地上の行爲の關連を原理として示そうとする太史令の立場からすれば、本紀にすることが必然であった。これと同じ考えは、高祖の死後、惠帝を繼承した呂后が王者の紀年をもつことから、あわせて呂后本紀一篇とした歷史評價と共通している。(58) このように『史記』の構成分析は、司馬遷の歷史思想を明らかにすると同時に、またそのフィルターを通じた歷史理解の限界性を示しているのである。

おわりに

本稿では、『史記』項羽本紀と秦楚之際月表の構成を分析し、そこでは一貫して楚が重視されていることを明らかにした。すなわち月表は、從來いわれるように秦・漢紀年を中心とするのではなく、全體は楚王・項羽の紀年資料を各欄に分

散した形式ではないかと推測した。そして秦楚の際の楚紀年は、漢紀年の十月歲首とは異なり、戰國楚の正月歲首を繼承するものであることを指摘した。このような政治背景は、當初から項梁・項羽が楚懷王を立てて楚國を復興するという國家體制をもつことによると考える。しかし當時の沛公は、楚の配下にある時期から秦の關中を掌握するまで、獨自の國家體制と曆法をもつことができず、秦の律令圖書を收めて初めて國家機構と紀年を整備できたとおもわれる。したがって漢高祖は楚人でありながら、秦の國家機構と紀年を採用することになったのであり、反對に項羽は一貫して楚の國家體制を保持し、實際に楚の時代が存在したとみなされるのである。

司馬遷は、このような歷史變化を著わすとき、戰國・秦漢時代の限られた紀年資料を利用しながら、今日でいう歷史思想とはやや異なって、天の事象とかかわる興亡の原理を示そうとしたとおもわれる。そのような觀念によれば、それぞれ天命による位置づけを說明し、王者の紀年をもつ秦を本紀とし、また楚懷王の紀年を繼承した項羽や、惠帝をついだ漢紀年をもつ呂后をあわせて本紀とすることは、きわめて當然といえよう。

このように『史記』項羽本紀などの構成分析を通じて、本紀全體の配列をみるとき、そこには古今の興亡の原理を明らかにするという手法がみられる。これは漢王室における太史令の立場が反映されているとおもわれ、ここにはさらに成功と失敗の事例から教訓を學ぶという思想が見出せる。(59) つまり『史記』は當初、「天人の際」「古今の變」を明らかにするという太史令にかかわる著作意圖をもつため、後世の歷史評價とは異なる視點で敍述されているのである。しかし今日からみれば、その著作はまさしく歷史書の要素を備えている。(60) ここから『史記』は、歷史史料としてやや注意を必要とするが、その材料となる諸資料の性格を認識すれば、秦末から楚・漢の際における歷史像があらたに復元できると考える。

註

(1) その一例は、索隱に「斯亦不可稱本紀。宜降爲世家」とあり、世家にすべきという。また『漢書』卷三一は陳勝項籍傳とし、唐・劉知幾も「項王宜傳」という。反對に會注考證は、張照・馮景らのように、天下に號令することと、秦・漢

の接續を表わす時代が必要なことから、本紀で良いとする説を引く。これらの諸説については、伊藤德男「『史記』本紀の構成」（『東北大學教養部紀要』一五、一九七二）參照。なお楊燕起・陳可青・賴長揚編『歷代名家評史記』（北京師範大學出版社、一九八六）は、後世の評價を收錄しており便利である。

（2）武田泰淳『司馬遷—史記の世界』（日本評論社、一九四三）、宮崎市定『史記を語る』（岩波書店、一九七九）などは、兩者對立の視點を見出している。また宮崎市定「身振りと文學—史記成立の一試論」（一九六五、のち『宮崎市定全集』第五所收、岩波書店、一九九一）は、鴻門の會の部分が市場で上演された語り物にもとづくとし、上田早苗「垓下の戰—『史記』における說話の一齣」（『奈良女子大學研究年報』二七、一九八四）は說話として構成を分析されている。

（3）これまで『史記』『漢書』との相違點は、字句や敍述の方法をめぐって議論があり、近年では吳福助『史漢關係』（文史哲出版社、一九七五）などがある。ここでは——線部分が項羽本紀獨自の評價であることを示すにとどめる。

（4）『史記』高祖本紀では大半を「項羽」とし、一部に「項王」と表記している。これらの表記や項籍—項羽—項王という區分は、さらに材料にもとづくものか、司馬遷の編集か、後世の修正かという問題があろう。

（5）『漢書』卷六二司馬遷傳の論贊に、

故司馬遷據左氏・國語。采世本・戰國策。述楚漢春秋。接其後事。訖于大漢。其言秦漢詳矣。

（6）『漢書』藝文志の六藝略・春秋家に『春秋左氏傳』『國語二十一篇』『新國語五十四篇』『世本十五篇』『戰國策三十三篇』『奏事二十篇』につづいて、「楚漢春秋九篇。陸賈所記」とあり、これらの書籍は班固も見た可能性がある。

（7）『史記』項羽本紀に、「此云爲王翳所殺。與楚漢春秋同」（索隱）、「楚漢春秋曰。會稽假守殷通」（集解）、「楚漢春秋云。東陽獄史陳嬰」（正義）、「瓚曰。楚漢春秋鄛姓也」（集解）、「楚漢春秋・楊氏法言云。說者是蔡生」（集解）、「楚漢春秋云。上欲封之。乃肯見。曰。此天下之辯士。所居傾國。故號曰平國君」（正義）、「楚漢春秋云。歌曰。漢兵已略地。四方楚歌聲。大王意氣盡。賤妾何聊生」（正義）とある。このほか高祖本紀に《楚漢》の注釋が二條あり、高祖《楚漢》と表示した。これに對應する項羽本紀は、記事のつなぎの部分であり直接的に出典とはならない。

（8）『楚漢春秋』佚文には、清・茆泮林の輯本（十種古逸書）などがあるが、その性格は他の諸篇とあわせて傳本の形式・內容などの分析が必要である。また項羽本紀のうち注釋のある箇所は一部であり、これ以外にも『楚漢春秋』に依據した記述があるかもしれない。

（9）この部分は、項羽・高祖を對比した資料の存在を想定させる。このほか『史記』高祖本紀には、劉邦の人柄のエピソードが多く記されているが、これらはいずれも雲氣に關する說話形式の敍述となっている。

（10）本稿では、紀年に簡略な事件・大事を記す形式を「紀年資料」とし、獨立した記事の形式を「記事資料」とする。ただ

し記事資料では、戰國故事の書信・奏言形式の故事のように、歷史背景をもち比較的信賴できるとおもわれる資料を「故事」とし、明らかに書信・奏言形式ではなく、いくつかの話を要約して話とする形式を「說話」としておきたい。ここではさらに記事資料のなかでも、書信・奏言とは異なる形式のため、かりに記錄形式として區別しておく。このような形式の區分は、概略を認識するものであり、佐藤武敏監修、早苗良雄・工藤元男・藤田勝久譯注『馬王堆帛書・戰國縱橫家書』(朋友書店、一九九三)の分析が一根據となっている。

(11) このとき月には矛盾する內容があり、あるいは錯簡の可能性があるかもしれない。

(12) 『史記』戰國史資料に關する拙稿は、以下の通りである。「『史記』秦本紀の史料的性格」(『愛媛大學教養部紀要』二四、一九九一)

「『史記』趙世家の史料的性格」(『愛媛大學教養部紀要』二二、一九八九)

「『史記』韓世家の史料的考察」(『愛媛大學教養部紀要』二一、一九八八)

「『史記』魏世家の史料的考察」(『愛媛大學教養部紀要』二七、一九九四)

「『史記』楚世家の史料的考察」(『愛媛大學教養部紀要』二六、一九九三)

(13) 『史記』太史公自序に「八年之閒。天下三嬗。事繁變衆。故詳著秦楚之際月表第四」とある。したがって索隱に「張晏曰。時天下未定。參錯變易。不可以年紀。故列其月。今案。秦楚之際。擾攘僭篡。運數又促。故以月紀事名表也」とあるなど、短期間で繁雜なために月表としたという說は、司馬遷の論贊を承けることになる。

(14) 汪越・徐克范補「讀史記十表」(『二十五史補編』第一册)。

(15) 伊藤德男「『史記』十表について(その2)」(『東北學院大學論集』歷史學・地理學二二、一九九〇、のち『史記十表に見る司馬遷の歷史觀』所收、平河出版社、一九九四)。

(16) 吳非「楚漢帝月表」(『二十五史補編』第一册)、田餘慶「說張楚」(『歷史研究』一九八九—二期、のち『秦漢魏晉史探微』所收、中華書局、一九九三)。

(17) 錢大昕『廿二史考異』卷二史記。

(18) 拙稿「『史記』戰國紀年の再檢討—睡虎地秦簡『編年記』を手がかりとして」(『愛媛大學教養部紀要』二〇、一九八七)、同「『史記』戰國紀年一覽表」補記(大阪市立大學『中國史研究』九、一九八八)など參照。

(19) 『史記』六國年表においても、天の事象は基本的に秦表に記述されている。同右論文を參照。このとき一見すると、項羽の方に記載が多いが、これは蜂起した月を數えていることや、懷王が項羽を魯に封じている表記などから、項羽を紀年の主體とすることはできない。

(20) 『史記』卷二六曆書に、「漢興。高祖曰。北時待我而起。亦自以爲獲水德之瑞。雖明習曆及張蒼等。咸以爲然。是時天下初定。方綱紀大基。高后女主。皆未遑。故襲秦正朔服色」とある。また近年出土の銀雀山竹簡「曆譜」によって、漢が顓頊曆を繼承したことが檢證されている。藪內清『增補改

定・中國の天文暦法』（平凡社、一九九〇）、同『科學史からみた中國文明』（日本放送出版協會、一九八二）など參照。

(21) このように考えれば、秦二世二年九月が、楚懐王元年四月となっているわけが説明できる。すなわち當時の太陰太陽暦では、その誤差を調節するために、三年に一度「閏月」を置いた。いま月表では二世二年「後九月」がそれにあたる。そこで戰國楚の滅亡した前二二三年から秦二世二年までには、本來なら四度「閏月」が置かれたはずで、五度目がこの「後九月」である。ところが楚を復興したとき、もし年數だけ接續して「閏月」を計算しなかったとすれば、秦の「九月」は楚の「四月」になる。しかし懐王が義帝になったことで、あらたに改暦し、その際に秦暦との誤差を修正したと想定される。そして項羽もまた、改暦して秦暦にあわせようとしたが、閏の置き方を變えたために、義帝・漢紀年と見かけ上の月差が生じたものであろう。その證據に、漢は二年末に「後九月」を置き、項羽は置かなかったために、再び同一の月名となっている。また月表では、項羽の欄に「二年一月」と記すのに對して、漢紀年には「二年」の表記がない。

(22) このとき諸侯の配列順序は、先の項梁・項羽の際にみられた諸侯を地域的に分散した構成になっている。

(23) いま漢元年・義帝元年の三月に諸侯が都を置いたあと、その廢立を除く記事をみれば、およそ關連記事は漢が三三例、楚が一五例、その他が一三例となる。ただし漢記事の多くは、漢への歸屬を記したものであり、これ以外は漢への反亂をのぞいてほとんど記事がみえない。このうち漢への歸屬は楚・漢に共通した情報であり、これをもって漢のみを主體とすることはできないであろう。

(24) 『史記』秦楚之際月表の序文に、太史公が「秦楚之際」を讀むという。張大可「論史記取材」（『史記研究』所收、甘肅人民出版社、一九八五）では、これを漢室檔案の書籍とするが、本稿の考證によれば、これは「秦楚紀年」とも稱すべき楚の資料かもしれない。

(25) 註(12)(18)の拙稿による。

(26) 『史記』六國年表序文。「秦記」については、拙稿前揭「『史記』秦本紀の史料的性格」參照。

(27) 『史記』太史公自序に、「卒三歲。而遷爲太史令。紬史記石室金匱之書」とある。また顧頡剛「司馬談作史」（『史林雜識』所收、中華書局、一九六三）では、趙世家・馮唐傳などは、司馬談が趙人の馮唐から得た情報によると推測している。

(28) 拙稿前揭「『史記』戰國紀年の再檢討」。また『史記』燕世家・田敬仲完世家については、別に檢討する豫定である。

(29) 「今王」の表記については、拙稿「『史記』と中國出土書籍」（『愛媛大學教養部紀要』二三、一九九〇）參照。

(30) 同右。

(31) 拙稿前揭「『史記』戰國紀年の再檢討」參照。

(32) 『竹書紀年』と『史記』とのかかわりは、拙稿前揭「『史記』と中國出土書籍」、同「『史記』魏世家の史料的考察」參照。

(33) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版

社、一九九〇）「爲吏之道」引く魏律、同右「『史記』魏世家の史料的考察」參照。

(34) 王紅星「包山簡牘所反映的楚國曆法問題—兼論楚曆沿革」、劉彬徽「從包山楚簡紀時材料論及楚國紀年與楚曆」（以上『包山楚墓』所收、文物出版社、一九九一）、また拙稿前揭「『史記』楚世家の史料的考察」參照。

(35) 工藤元男「雲夢睡虎地秦墓竹簡『日書』より見た法と習俗」（『木簡研究』一〇、一九八八）。

(36) 馬王堆漢墓帛書整理小組「《五星占》附表釋文」（『文物』一九七四—一一期）、中國社會科學院考古研究所編『中國古代天文文物論集』圖版（文物出版社、一九八九）、傅擧有・陳松長編『馬王堆漢墓文物』（湖南出版社、一九九二）、薮內清「馬王堆三號漢墓出土の『五星占』について」（『小野勝年博士頌壽記念東方學論集』龍谷大學東洋史研究會、一九八三）など。

(37) 劉乃和「帛書所記〝張楚〟國號與西漢法家政治」（『文物』一九七五—五期）、田餘慶前揭論文など。

(38) 張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」（『文物』一九八五—一期）、陳鈞・閻頻「江陵張家山漢墓的年代及相關問題」（『考古』一九八五—一二期）。

(39) このとき問題となるのは、他の戰國諸國に對して、秦がいつ十月歲首に轉換したかということである。從來では戰國中期・秦統一時ともいわれるが、このような曆法はまったく原則なしに採用されたとはおもわれない。むしろある曆法の採用は王者の原理をともなうものであり、その改定もまた原理が必要とおもわれる。そこで秦紀年改定の原理を考えれば、第一に秦が王號を稱した惠文王の時期が想定され、また秦始皇帝の統一時にも曆の改定が行われたと假定される。これを平勢隆郎「戰國紀年再構成に關する試論—續」（『東洋文化研究所紀要』一二三、一九九四）では、惠文王期の稱王に求めている。ところが齊藤國治・小澤賢二『中國古代の天文記錄の檢證』（雄山閣、一九九二）七四～七七頁では、天文計算から昭王四八年（前二五九）以前は十月歲首、昭王四九年（前二五八）以降は正月歲首、始皇帝二六年（前二二一）は再び十月歲首と推測する。また工藤元男「秦の皇帝號と帝號をめぐって」（『東方』一六一、一九九四）では、曆法の轉換は戰國中期よりやや遲れて、昭王期の帝號を稱したときに正月歲首から十月歲首への轉換があると推測している。これについて秦楚之際月表の事例をみれば、楚懷王が王號を稱したとき月名を變えているが、正月歲首はそのままとし、義帝となったあとも月名を變えて正月歲首とすることが注目される。これを類推とすれば、戰國秦では工藤氏のいわれる二度目の帝號を稱する時期に「十月歲首」の原則を變えたのではなく、月名をずらしたのではないかとも想像される。そしてこの月改正の措置は、四分曆では太陰太陽曆のズレを補うための手段であり、それが特別の時に一緒に改定されたものとおもわれる。このように考えれば、天文學的な考察では秦統一時に再び正月歲首に戻ったような現象が說明できるのではないだろうか。この點は、なお今後の課題である。

(40) 『漢書』高帝紀では、『史記』高祖本紀を繼承して漢元年

を十月歳首としながら、巻一三異姓諸侯王表では漢元年を一月歳首として十二月までつづけ、「二年一月」と記してその矛盾に氣附いていない。これはすでに司馬遷の時代を離れて、秦漢時代に十月歳首であったことが注意されなくなったためであろう。

(41) たとえば『史記』高祖本紀の秦紀年は概略として、紀年の矛盾がみられた。このような傾向は他の諸篇にもあるが、それはすべてが司馬遷の編集ミスではなく、それを捨象した事績の位置づけがあるとおもわれる。

(42) 『史記』項羽本紀。秦末諸反亂の構成については、拙稿「戰國・秦代の軍事編成」(『東洋史研究』四六巻二號、一九八七)參照。

(43) 董說『七國考』巻一楚職官には、他國と異なる楚の官職などが列擧されている。また湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚簡』包山二號楚墓簡牘概述では、令尹・左右司馬・大司敗などをはじめ戰國中期の楚の官職名が紹介されており參考となる。

(44) 『史記』巻六秦始皇本紀に、

二十三年。秦王復召王翦。彊起之。使將擊荊。取陳以南至平輿。虜荊王。秦王游至郢陳。荊將項燕立昌平君爲荊王。反秦於淮南。二十四年。王翦・蒙武攻荊。破荊軍。昌平君死。項燕遂自殺。

(45) 『史記』秦始皇本紀によれば、秦王が呂不韋のもとから親政を行なうきっかけとなる九年の嫪毐の亂のとき、昌平君・昌文君は秦の相國として咸陽で戰っている。また秦簡『編年記』や六國年表によると、韓が滅んだあと韓王は移され、その死後に昌平君がその地を承け、やがて反亂するに至っている。この情勢の考證は、町田三郎『秦漢思想史の研究』第二章「統一の思想」六八～七三頁、田餘慶前揭論文など參照。

(46) 『史記』六國年表の秦表二十三年條に、「王翦・蒙武擊破楚軍。殺其將項燕」とある。

(47) 『史記』巻四八陳涉世家の二世元年七月條、陳勝の言に、

項燕爲楚將。數有功。愛士卒。楚人憐之。或以爲死。或以爲亡。今誠以吾衆詐自稱公子扶蘇・項燕。爲天下唱。宜多應者。

とある。また『史記』項羽本紀の陳嬰の言に、「項氏世世將家。有名於楚。今欲擧大事。將非其人不可。我倚名族。亡秦必矣」とあり、項梁に歸屬するエピソードも同樣の評價を示唆しよう。

(48) 秦末の國號・王號を稱することに國家機構・曆法の制定がともなうことは、田餘慶前揭論文でも考察されている。

(49) 項羽が項王となり、項伯が左尹である時點では、なお沛公は王號を稱さず國家機構をもたない。しかし『史記』巻五三蕭相國世家では、沛公の軍が先に關中に入ったとき、「(蕭)何獨先入收秦丞相・御史律令圖書藏之」とあり、『漢書』巻一高帝紀上、元年冬十月條に、「遂西入咸陽。欲止宮休舍。樊噲・張良諫。乃封秦重寶財物府庫。還軍霸上。蕭何盡收秦丞相府圖籍文書」とある。

(50) 江陵張家山漢簡整理小組「江陵張家山漢簡《奏讞書》釋文」、李學勤「《奏讞書》解說(上)」(以上、『文物』一九

九三―八期）などでは、漢代における楚爵の存在が指摘されており、實際に楚爵が機能していたことがわかる。

(51)『史記』巻四四魏世家の論贊。

(52) ただし『漢書』巻三一項籍傳では、「秦二世元年。陳勝起。九月。會稽假守通素賢梁。乃召與計事。梁曰。方今江西皆反秦。此亦天亡秦時也。先發制人。後發制於人」とあり、項梁の言となっている。

(53) 秦楚之際月表の序文に、以下のようにみえる。

太史公讀秦楚之際曰。初作難。發於陳涉。虐戾滅秦。自項氏。撥亂誅暴。平定海內。卒踐帝祚。成於漢家。五年之閒。號令三嬗。自生民以來。未始有受命斯之亟也。……秦既稱帝。患兵革不休。以有諸侯也。……故憤發其所爲天下雄。安在無土不王。此乃傳之所謂大聖乎、豈非天哉。豈非天哉。非大聖孰能當此受命而帝者乎。

また『史記』巻二七天官書に、

秦始皇之時。十五年彗星四見。久者八十日。長或竟天。其後秦遂以兵滅六王。幷中國。外攘四夷。死人如亂麻。因以張楚並起。三十年之閒。兵相駕籍。不可勝數。自蚩尤以來。未嘗若斯也。項羽救鉅鹿。枉矢西流。山東遂合從諸侯。西坑秦人。誅屠咸陽。漢之興。五星聚于東井。平城之圍。月暈參畢七重。諸呂作亂。日蝕晝晦。……由是觀之。未有不先形見而應隨之者也。

(54) 同じように項梁の死は、『史記』項羽本紀に、

項羽等又斬李由。益輕秦有驕色。宋義乃諫項梁曰。戰勝而將驕卒惰者敗。今卒少惰矣。秦兵日益。臣爲君畏之。項梁弗聽。

とあり、その前兆として諫言を聞かないことが位置づけられている。

(55)『史記』高祖本紀四年條では、以下のような項羽の十罪をあげている。

漢王數項羽曰。始與項羽俱受命懷王。曰先入關中者王之。項羽負約。王我於蜀漢。罪一。項羽矯殺卿子冠軍而自尊。罪二。項羽已救趙。當還報。而擅劫諸侯兵入關。罪三。懷王約入秦無暴掠。項羽燒秦宮室。掘始皇帝冢。私收其財物。罪四。又彊殺秦降王子嬰。罪五。詐阬秦子弟新安二十萬。王其將。罪六。項羽皆王諸將善地。而徙逐故主。令臣下爭叛逆。罪七。項羽出逐義帝彭城。自都之。奪韓王地。幷王梁楚。多自予。罪八。項羽使人陰弑義帝江南。罪九。夫爲人臣而弑其王。殺已降。爲政不平。主約不信。天下所不容。大逆無道。罪十也。

ここでは一見すると、項羽本紀と同じような惡事であるが、關中を放棄したことや、諫言を聞かないことなどは對象となっておらず、司馬遷の歷史評價と異なることが注意される。

(56)『漢書』巻六二司馬遷傳の任安への返書に、「僕竊不遜。近自託於無能之辭。網羅天下放失舊聞。考之行事。稽其成敗興壞之理。凡百三十篇。亦欲究天人之際。通古今之變。成一家之言」とある。これには種々の位置づけがあるが、白壽彝『《史記》新論』二、究天人之際（求實出版社、一九八一）では、司馬遷が陰陽五行の禁忌說のように天命宿命論者ではなく、天の自然現象と人事とを區別していることを指摘し、

歷史發展の要因として「人謀」に注意したという。これは換言すれば、人間内部の要因を重視するということであり、對外的な情勢のなかで位置づける歷史觀とは少し異なっている。

(57) 馬王堆帛書『戰國縱橫家書』や『戰國策』にみられる戰國故事の一部は、楚・漢の時代に編集されたといわれる。また『漢書』巻八〇宣元六王傳には、成帝期に東平王が王室に諸子・太史公書の書寫を求めたとき、大將軍王鳳の言として「太史公書有戰國從橫權譎之謀。漢興之初謀臣奇策。天官災異。地形險塞。皆不宜在諸侯王。不可予」とあり、戰國・漢初の事績を重視している。さらに李開元「前漢初年における軍功受益階層の成立」(『史學雜誌』九九―一一、一九九〇)では、漢元年に楚爵から漢爵への轉換を想定されている。これらは、この時代の重要性を再認識させるであろう。

(58) 『史記』呂后本紀の會注考證に、「愚按。史公舍惠帝而紀呂后。猶舍楚懷而紀項羽。蓋以政令之所出也」という。また拙稿「『史記』呂后本紀にみえる司馬遷の歷史思想」(『東方學』八六輯、一九九三)參照。このとき呂氏の滅亡が、天の事象に對應する呂后・呂氏の側にあるという態度は、平常の事績ではなく、異常な事績に目を向けさせることになる。『史記』呂后本紀に殘忍な描寫をふくむのは、このような太史令の視點から判斷しているとおもわれ、それは冷徹な歷史評價につながるであろう。

(59) このような太史令の立場は、また文書の收集と評價のあり方の相違を示すとおもわれる。たとえば漢太史令は本來、天文・星曆を司るもので、純粹な意味の歷史官ではない。またその事績をみても、太初曆の作成や、山川祭祀への隨行、新年曆の獻上などがある。しかし前漢末の劉向の圖書整理の段階では、太史令の尹咸が占い・數學などの數術略の書籍を整理し、また劉向の敍錄に「中書」と並んで「太史令」の書籍があることから、天文事象に對應する地上の記錄を保存した可能性がある。しかもそれは太史公自序・『漢書』巻一高帝紀下によれば、現實の公文書などを保存する御史の圖書とは異なり、宗廟・明堂に收められる金匱・石室の書をふくむものであったらしい。これは司馬氏が周太史を繼ぐ天官という認識や、『史記』のなかで一貫して太史を一種の豫言者とする説明と對應する。ここから秦漢時代では、王朝に少なくとも御史(蘭臺)など殿中の圖書と、外に太史(明堂、靈臺)の圖書による二系統の立場が存在することになる。つまり太史令は、過去から現在・未來にかかわる記錄を解釋する役職であり、古い記錄官の形態を殘している。これに對して御史系統は、小林春樹「後漢時代の蘭臺令史について」(『東方學』六八輯、一九八四)で論ずるように、後漢以降に歷史官としての性格を強めてゆく。したがって前漢では、御史・太史令の系統ともに、なお歷史書を編纂しようとする明確な意識はないが、それは古い形態を繼ぐ司馬談・司馬遷父子によって、「興亡の原理」や「天人の際」を明らかにするという構想が、最初の歷史書の形態に適應したのではないかと推測される。このような漢太史令の性格は、今後とも檢討すべき課題である。

(60) そのとき司馬遷の紀年重視の立場は、『史記』を最初の歴史書とする價値が生じ、また特殊な行事（事實）によって興亡の原理と運命を示そうとする態度からは、文學的な感動を與えることになろう。しかしこのような歴史・文學の價値をのぞけば、太史令の豫言的な天文・災異などの要素はしだいに忘れられたのではないだろうか。その後世評價の一端は、加藤國安「庾信における世界の解體と新生の表現―『左傳』『史記』等より見たその世界觀」（平成五年度科學研究報告書『「史記」「漢書」の再檢討と古代社會の地域的研究』、一九九四）で論じられている。

the tsai of the Eastern Chou. Moreover, the person who was in the center of power at that time was referred to as the tsai. In this instance, the official who held the office of the tsai served as intellectual advisor and attendant to his lord, and as such gradually evolved into the position of the Ta-tsai of the *Chou-li*.

Among the vassals of the Ministers and Grand Masters of the Spring and Autumn Period was the position of tsai, whose incumbents served as head of the grand households and as intellectual advisors to these dignitaries. It can thus be concluded that the position of the tsai as a patrimonial bureaucrat assumed the important function of maintaining a state organization based on the Feudal System from the Western Chou to Eastern Chou periods.

THE *SHIH-CHI* "HSIANG YÜ PÊN-CHI" AND "MONTHLY RECORDS DURING THE CH'IN AND CH'U PERIOD"

—The Historical assessment of Ch'u and Han during the late Ch'in dynasty—

FUJITA Katsuhisa

This paper analyzes the construction of the *Shih-chi* "Hsiang Yü pên-chi" and "monthly records during the Ch'in and Ch'u period." This analysis shows that the "monthly records" do not center on the records of the states of Ch'in or Han, but rather focus as a whole on those of the Ch'u States and Hsiang Yü (King). The details provided for several states in the "monthly records" are based on the records of the Ch'u States. The records of the Ch'u States and Hsiang Yü are distinct in that they begin with January, whereas the records of the Han States begin with October. It is, therefore, clear that the *Shih-chi* "Hsiang Yü pên-chi" and "monthly records" are primarily concerned with the Ch'u States. In this period, Hsiang Liang and Hsiang Yü constituted almost the entire State of Ch'u, which developed its own system and calendar.

Thus, Ssu-ma Ch'ien describes the rise and fall of each King based on

the limited records of annals from the Warring State's Ch'in, Ch'u and Han period. The historical perspective provided here by Ssu-ma Ch'ien offers an altered perspective in destiny from the *Shih-chi* "Ch'in pên-chi", "Hsiang Yü pên-chi" and "Lu-hou pên-chi." Such a historical perspective is thoroughly in accordance with the historian's standing as *T'ai-shih-ling* for the Han court.

A STUDY ON THE BIOGRAPHY OF WEI YÜAN-SUNG 衛元嵩

FUJIYOSHI Masumi

The biography of Wei Yüan-sung 衛元嵩, who was responsible for the anti-Buddhist movement instigated by Emperor Wu 武帝 of the Pei-chou 北周 dynasty, is recorded in the *Hsü Kao-sêng ch'uan* 續高僧傳 compiled by Tao-hsüan 道宣.

In this text, Tao-hsüan's account is confused. Tao-hsüan alternately condemns Wei Yüan-sung as the instigator of this movement and exonerates Wei on the basis of the fact that Wei's true motive was to purify rather than suppress the sangha.

In this paper I examine this contrasting attitude via a study of Tao-hsüan's mental state together with the background and circumstances under which the *Hsü Kao-sêng ch'uan* was written. I also advance a general assessment of Wei Yüan-sung in this period with particular attention to his level of popularity following a visit to his hometown.